

# 令和3年4月1日以後に個人に支払われるべき、社債の利子の取扱いについて 判定フローチャート

Q1. 発行された社債は、取得勧誘人数が49人以下の**私募債**ですか？

↓ はい

Q2. 社債の発行会社は、社債発行の日前9月以内（外国法人は12月以内）に**有価証券報告書等**を提出していますか？

↓ いいえ

Q3. 社債の**発行会社**は、発行時において法人税法上の**同族会社**に該当しますか？  
※同族会社の判定については税務署へ確認してください。

↓ はい

↓ いいえ

Q4. **利子を受け取る方**は、支払の確定した日において、  
同族会社の**判定の基礎となった株主等**(特定個人等)  
又は同族会社の**判定の基礎となった株主である法人と  
特殊の関係のある個人及びその親族等**に該当しますか？  
※上記の判定については税務署へ確認してください。

↓ はい

↓ いいえ

Q4. 社債の**発行日**は、  
**平成27年12月31日以前**ですか？

↓ いいえ

↓ はい

いいえ

はい

## 総合課税

利子割、配当割のいずれも特別徴収は必要ありません。  
利子を受け取る方は、ご自身で利子所得として確定申告又は住民税の申告が必要です。

## 利子割

特別徴収義務者が利子割として申告する必要があります。  
利子の支払場所のある都道府県に申告納入してください。

## 配当割

特別徴収義務者が配当割として申告する必要があります。  
利子を受け取る方の住所地の都道府県に申告納入してください。

※平成28年1月1日以後に**法人**に支払われるべき利子については、利子割、配当割のいずれも特別徴収は必要ありません。

※債権の発行について法律の規定を持たない会社以外の内国法人が発行する、いわゆる学校債・組合債のようなものは社債には該当せず、これらに係る利子は雑所得となります。利子割、配当割のいずれも特別徴収は必要ありません。

※特定公社債の利子（租税特別措置法第3条第1項第1号）に該当し、個人に支払われるべき利子は、上記の判定によらず配当割となります。